

年金と住民税

Q. 年金から住民税が天引きされる人とはどんな人ですか？

A. 4月1日現在65歳以上の年金受給者で、住民税の納税義務のある方が対象です。

〔ただし、・介護保険料が年金から天引きされていない方
・天引きされる住民税額が年金の受給額を超える方 などは天引きされませ〕

Q. 引き落とされる対象となる年金にはどんな種類がありますか？

A. 老齢基礎年金や退職年金等が対象となり、障害年金や遺族年金は対象外です。

年度の途中で税額が変更になったり転出した場合は、天引きから個人納付に切り替わるよ～

Q. なぜ年金から天引きするのですか？

A. 納め忘れを防いだり、納税者の納付の手間をなくす事を目的としています。



年金から天引きされる住民税の算出方法について

今年から対象になる方は、平成23年10月支給分の年金から天引きが開始となりますので平成23年度の住民税のうち半分については平成23年6月と8月に納付書で納めることになります。

例： 住民税の年税額が6万円の場合（年金所得のみ）
平成23年度（年金天引き 1年目）

月	納付書で納める (普通徴収)		年金から天引き (年金特別徴収)		
	6月	8月	10月	12月	2月
税額	15,000	15,000	10,000	10,000	10,000
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6
	全体の1/2		全体の1/2		

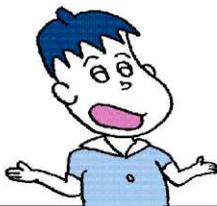


ここから年金天引きが始まります

平成24年度（年金天引き 2年目以降）

月	年金から天引き(年金特別徴収)					
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
算出方法	平成23年度2月と同額			24年度年税残額の1/3ずつ		

※現在すでに年金から天引きされている方はこの表の方法で算出された金額が天引きされます



給与や年金以外に所得がある人は天引きと納付書のどちらの納付も必要です。



住民税相談のご案内

- 課税に関すること TEL (5742) 6663～6
- 納税に関すること TEL (5742) 6671～3
- 納税・課税証明書 TEL (5742) 6662

受付時間 月曜～金曜
午前8時30分から午後5時
ただし火曜日は午後7時まで(祝日は休み)

6月30日は…

住民税第1期の納期限です

納付に便利な口座振替をお勧めします！

出前講座のご案内

サークルや団体等の会合で、住民税の講座を開きませんか？担当職員がお伺いします。費用は無料ですので、お気軽にご相談ください。

税務係 電話 (5742) 6662

